

随意契約理由

令和 6 年(2024 年)6 月 25 日

契 約 担 当 課 名	教育センター
発 注 担 当 課 名	教育センター
契 約 名 称	豊中市立小中学校（59 校）学習系タブレット PC 一式保守 延長業務委託
契 約 内 容	豊中市立小中学校（59 校）学習系タブレット PC 一式保守 延長業務
契 約 締 結 日 及 び 契 約 期 間	令和 6 年（2024 年）6 月 25 日 令和 6 年（2024 年）7 月 1 日～令和 7 年（2025 年）6 月 30 日
契 約 の 相 手 方 （ 所 在 地 ・ 名 称 ）	大阪府中央区和泉町 2 丁目 2 番 2 号 株式会社内田洋行大阪支店
契 約 金 額	13,200,000 円
随 意 契 約 理 由	（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当） 本委託業務の対象である学習系タブレット端末は、令和元年（2019 年）7 月に、株式会社内田洋行大阪支店が設定・導入作業を行った端末である。 そのため、他の事業者では、端末の保守作業や障害対応を確実に実施できず、学習系端末の安定使用に支障をきたす恐れがあり、随意契約を行うもの。